

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県中和土木事務所において閲覧できます。

令和七年十一月七日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和七年三月二十五日奈良県指令中土第五七一五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年十月二十七日中土第七七一八号

公共施設に関する工事の検査済証 令和七年十月二十七日中土第七八一八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市大久保町三六六番一、三六六番二、三六六番三、三六六番四、三六六番五及び三六六番七

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市光陽町二一七番地の一

松平建設株式会社 代表取締役 吉川正美

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市大久保町三六六番七